

## 老人医療費受給者 証更新について

老人の医療費が無料化されたことは老人の方々にはこの上もない喜びだと思います。体の具合が悪い時はすぐ診療をうけ早期にかい復を図ることは勿論ですが病気をしないことが何より幸せと思いまして充分からだにご注意下さい。

皆様が現在使用しております老人医療費受給者証が七月一日より一

斉に更新されることになりましたので六月下旬に各部落に出向いて手続を行いますのでその節は是非参集下さる様お願いします。

尚七月一日より所得制限がつきの通りかんわされます。

一、本人の場合は四三万円(二八万円)

二、扶養義務者(五人の場合)一六〇〇万円(二五〇万円)

(一)内は改正前

一、職種、採用人員 女子臨時事務員、若干名 年令おおむね四十才位まで、高等学校を卒業し、読み書きソロパンのできる人。

二、給与、待遇 町職員給与の定めにより、日給又は月給で勤務期間に応じ手当及び通勤手当を支給いたします。

三、勤務場所 越路町役場本庁又は町内出先機関

四、採用 選考により臨時職員候補者名簿に登録された者は、昭和四十八年七月一日より適宜採用いたします。(但し継続的断続的にあります。)

五、申込み 六月二十日迄履歴書(用紙は役場にあります。)に写真添付の上役場総務課へ提出してください。

六、申込方法 ○貸付金額二十万七百万円まで

○利税率年七・五%

○償還方法十年以内の元金均等

○融資取扱金融機関月賦償還

○申込受付期間五月一日から十月三十一日まで

1、年令二十才までの女子一名。

6月  
(No.99)

からだ  
健康な

六月三日は、県民スポーツの日です。毎年六月第一日曜日を中心と各地で行なわれます。県民すべてが、スポーツに親しむ日であり、県民の健康の増進と体力の向上をはかり、県民生活の明る化に寄与することを目的としています。

写真 初夏の陽をからだいっぱいにあびる子供たち

今月の主な内容

- ▼関越自動車道路線発表される
- ▼浦保育所建設工事始まる
- ▼新しい用途地域構想まとまる
- ▼改正地方税法
- ▼企業拝見
- ▼臨時事務職員(登録)募集



# 広報こじい

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷所



町の人口	
住民基本台帳人口(4月末日現在)	2,977
世帯数	13,582人
人口男女	6,629人
6,953人	
4月の住民移動状況	
出生数	10人
死亡数	8人
男女数	4人
41人	
転入数	68人
転出数	112人
男女数	41人
71人	
内訳	
男女数	34人
男女数	34人

- ▼関越自動車道路線発表される
- ▼浦保育所建設工事始まる
- ▼新しい用途地域構想まとまる
- ▼改正地方税法
- ▼企業拝見
- ▼臨時事務職員(登録)募集

今月の心配こと相談は  
行政苦情相談は  
6月15日  
6月21日

## 今月の納税

町民税 第1期  
国民健康保険 第2期  
国民年金 第3期  
納期日 6月29日

## 臨時用務員募集

### 職員募集(登録)

町では次により臨時事務職員の募集(登録)をおこないます。希望者は申込みください。

1、年令二十才までの女子一名。

## 日本脳炎予防接種

会場	実施月日		時間
	1回	2回	
塙山小学校	6月1日	6月8日	1:30
東谷小学校	6月1日	6月8日	1
越路小学校	6月11日	6月18日	3:00
岩塙小学校	6月11日	6月18日	

## 結核検診

会場	実施月日		時間
	ツバキ	BCG	
長高越路分校	6月20日	6月22日	1:30
浦区事務所	6月19日	6月21日	1
神谷公民館	6月25日	6月27日	
東谷小学校	6月20日	6月22日	
西野区事務所	6月26日	6月28日	
不動越路事務所	6月19日	6月21日	2:30
岩田公民館	6月25日	6月27日	
塙山中学校	6月26日	6月28日	

## 脳卒中第二次検診

会場	実施月日	時間
塙山中学校	6月12日	
岩塙小学校	6月13日	9:00
ツバキ	6月14日	1
浦区事務所	6月15日	3:00
旧来迎寺校舎	6月16日	

お願い  
いふ

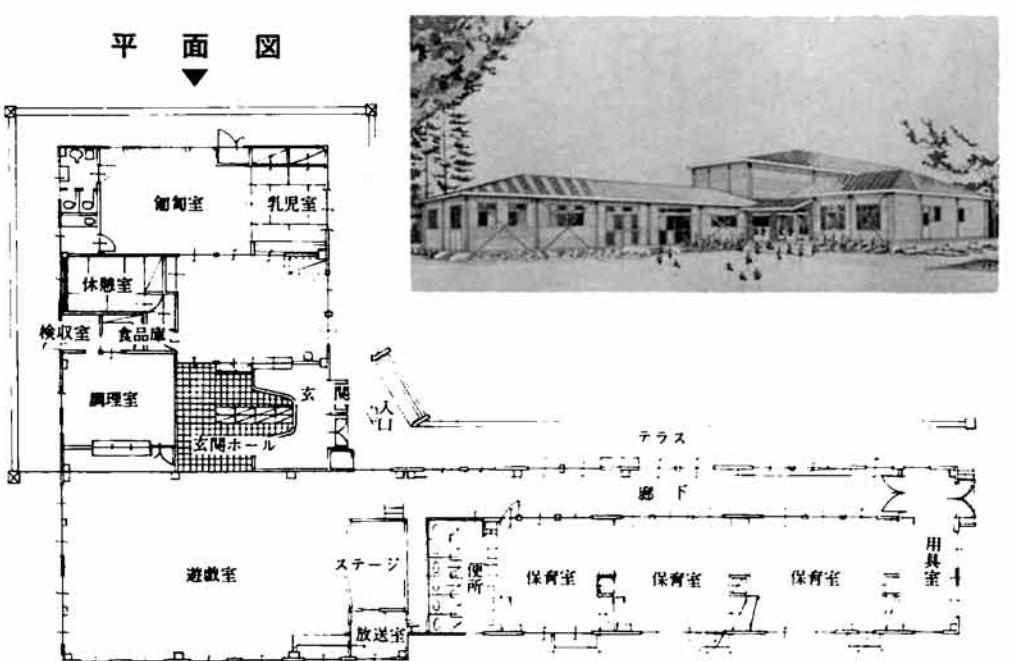
役場にご意見や希望等をおよせ下さる場合は必ず本人の氏名をご記入下さい。

お問い合わせに、県の労政課、労働事務所、または、役場産業課商工係へご相談下さい。

忘れて下さ  
互、大光相互銀行の  
本支店  
な、申込みについての詳細や  
お問い合わせに、県の労政課、労  
働事務所、または、役場産業課  
商工係へご相談下さい。

お  
し  
り  
た  
せ

## 平面図



## (1) 徴収金基準額表

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)
階層区分	定義	3才未満児の場合	3才以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	2,450	2,050
C <sub>2</sub>	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	(1,220)	(1,020)
C <sub>3</sub>	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が、5,000円未満である世帯	2,950	2,550
D <sub>1</sub>	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が、5,000円以上である世帯	(1,470)	(1,270)
D <sub>2</sub>	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	3,200	2,800
D <sub>3</sub>	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	(1,600)	(1,400)
D <sub>4</sub>	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	3,800	3,450
D <sub>5</sub>	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	5,400	保育単価(ただし、その額が5,300円をこえるときには5,300円とする。)
D <sub>6</sub>	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	6,900	保育単価(ただし、その額が6,650円をこえるときには6,650円とする。)
D <sub>7</sub>	前年分の所得税課税額が120,000円以上である世帯	9,750	保育単価(ただし、その額が9,550円をこえるときには9,550円とする。)
D <sub>8</sub>		14,000	保育単価

## 保育料基準

## 昭和四十八年度

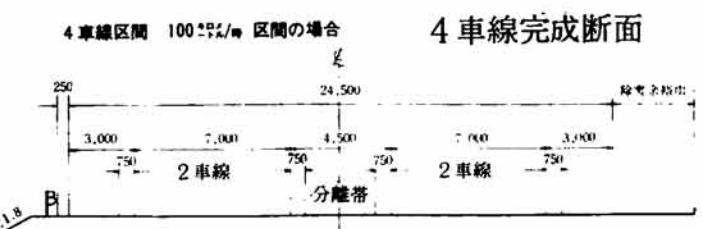
## (2) 固定資産税額による附加基準額

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C <sub>1</sub> 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C <sub>2</sub> 階層
C <sub>2</sub> 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C <sub>3</sub> 階層
C <sub>3</sub> 階層に属し、前年分度の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D <sub>1</sub> 階層
D <sub>1</sub> 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D <sub>2</sub> 階層

## 浦保育所建設工事始まる



## 関越自動車道 路線発表される



四月二十五日、日本道路公団は関越自動車道の長岡市から湯沢町までの路線を発表した。この自動車道は、国土開発幹線自動車道建設法に基き、基本計画が策定され東京都と新潟間約二百八十キロメートルの建設が進められています。この道路は高速自動車国道として最も規格の高い規模と構造をもつためあらゆる角度から検討を加え路線を選定したもの

です。昭和六十年までに七千六百キロメートルの高速道路網の完成が計画され現在建設中である。この道は単に高速で利用すると言うだけではなく大都市集中をさけ、全国の過疎化、過密化のバランスを計り、地方の産業、経済の発展に寄与することが目的であります。

今回発表された長岡市と湯沢町

の区間は延長約七十七・八キロメートルで越路町では四・二キロメートルとなっています。長岡市、小出町間は四車線、小出町、湯沢間は二車線で供用を開始しますが

応じ残りの二車線を完成する予定です。設計速度は長岡市から小千谷迄は時速百キロメートル、小千谷、湯沢間は八十キロメートルでインターチェンジが六カ所設置さ

れます。道路巾員は二十四・五メートルに路側設備が加わります。高速部はすべて立体化されます。事業の伸展について新潟市と長岡市間は昭和五十二年完成を目指されていますが、町ではこの路線の着手に当

ては、今後町ではこれら諸問題

が担当し土地所有者のご協力とご理解をお願いすることになっています。今後町ではこれらの問題

が調整に当るため対策協議会を発足させ将来の展望にたち、関係各

の要望や問題に取りくみたいと思

います。

用地については、県高速道路課

が担当し土地所有者のご協力とご

理解をお願いすることになっています。今後町ではこれら諸問題

が調整に当るため対策協議会を発

足させ将来の展望にたち、関係各

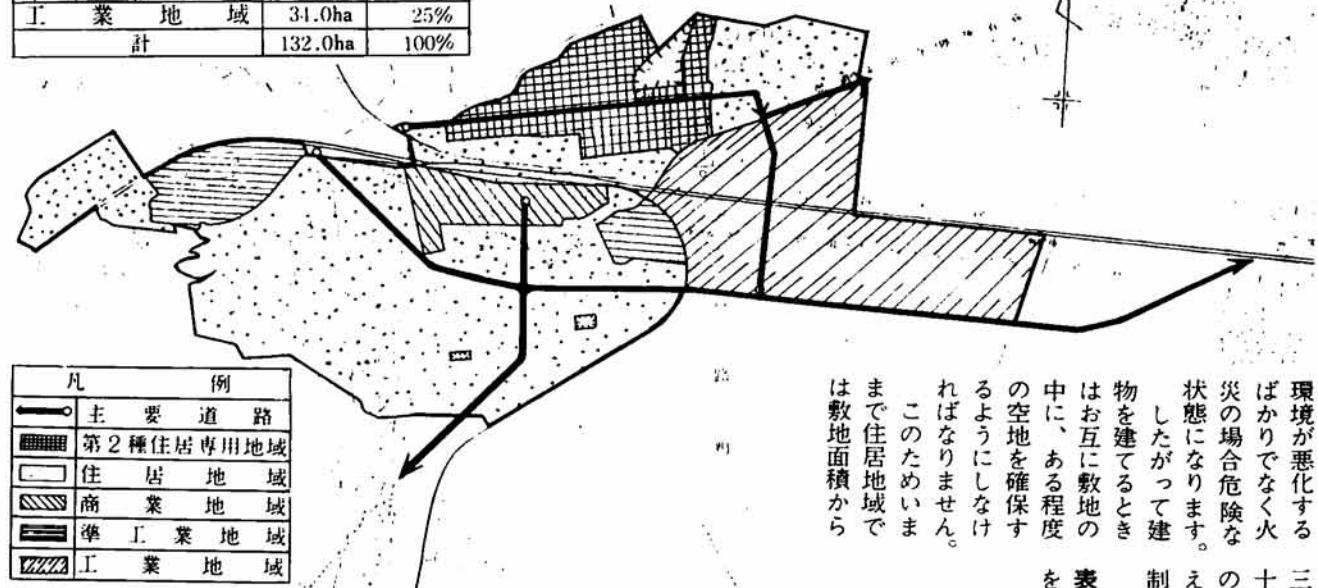
の要望や問題に取りくみたいと思

います。

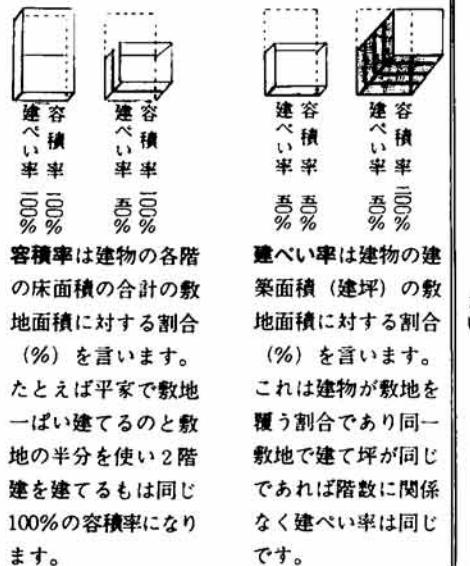
## 長岡都市計画（越路町決定）

## 新用途地域決定構想図

新用地域		面積	割合
種類	面積		
第2種住居専用地域	11.8ha	12%	
住居地域	69.8ha	53%	
商業地域	4.4ha	3%	
準工業地域	9.0ha	7%	
工業地域	31.0ha	25%	
計	132.0ha	100%	



別図 1



## 建ぺい率及び容積率 別表3

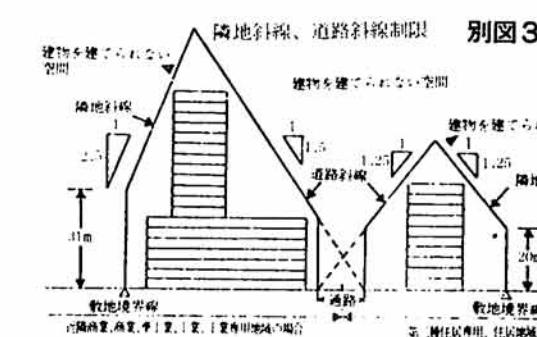
地域	項目	達成率(%)	容積率(%)
第2種住居専用地域		60	200
住居地域		60	200
商業地域		80	400
準工業地域		60	200
工業地域		60	200

三十平方米を引いて建築面積を六  
十%に定められていたものが近々  
の敷地規模が小さくなる傾向を考  
え、三十平方米を引かないものに  
制限が緩和されました。

各用途別の建ぺい率の限度は別図一  
表三を又建ぺい率の説明は別図二  
を参照下さい。

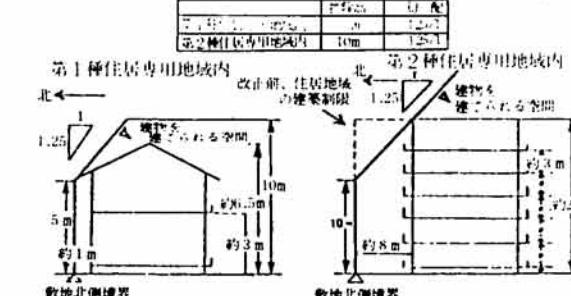
## ◆斜線制限に より日照を 配慮

## 新しい用途地域内の建物の形態制限の概要



別図3

別図2 北側敷地境界からの斜線制限



2

## !! 新しい用途地域

構想まとまる!!

## ◆新用途地域の 決定について

越路町の用途地域は都市計画の決定後、昭和四十六年一月に決定され町づくりとしての住宅団地が区画整理事業により開発され、工業地も整備されつつあります。これまでの住居、商業、準工業の四地域が新制度のもとでは別表一のよう八種類の用途地域に分類される事になりました。

越路町では去る三月都市計画審議会の答申により県当局と調整の結果、新たに開発された住居地域のうち特に環境の整備をはかるべき地域として、白山团地の一部に「第二種住居専用地域」を設定する計画を含めた五種類の新用途地域の構想をまとめました。

今後関係地区の説明縦覧の後、長岡市と共に十二月迄に決定する

# ◆住みよし環境 を守るために

方針  
です。

## ◆用途の純化 新用途地域の 制限の概要

都市計画で定められ用途地域には、それぞれの地域の環境の保護と用途目的に従つた土地利用の純化をはかるため、建築物の用途や構造又敷地に対する規模を建築基準法によつて制限しております。

各用途地域内の建物の用途別制限は別表二の通りです。

## ◆容積率の限度

基本的な用途地域の種類と性格 別表1	
地域・地区 の種類	性 格
第一種住居 専用地域	低層住宅地として、良好な環境の保護を図る地域
第二種住居 専用地域	中高層住宅地として、良好な環境の保護を図る地域
住居地域	主として、住居の環境の保護を図る地域
商業地域	商業活動の利便を図る地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の環境の保護を図るとともに、日常生活の供給を行なう商業の利便を図る地域
準工業地域	環境の悪化をもたらさない(公害の発生が少なし)軽工業の利便を図る地域
工業地域	工業活動の利便を図る地域
工業専用地域	重化学工業などの大工場のための地域

（後述）と共に交通施設、駐車スペース、又日照、採光通風に必要な空間を保ち健全な街間を整える目的のものです。

◆守りや  
すい建  
ペイ率  
に

各容積率の限度については別表三又容積率の説明は別図一を参照下さい。

それぞれの建物が敷地いっぱいに建てられるとき密集した縁のない町ができる、日照通風など

